

福生市国民保護計画(案)概要版

～武力攻撃や大規模テロ等に備えて～

国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

こうした措置を実施するため、平成 19 年 3 月に福生市は「福生市国民保護計画」を作成し、令和 7 年 3 月に一部を変更しました。

●計画の主な内容

第1編 総論

- ・ 福生市の責務、計画の位置付け、構成等
- ・ 国民保護措置に関する基本方針
- ・ 関係機関の事務又は業務の大綱等
- ・ 福生市の地理的、社会的特徴
- ・ 福生市国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備え

- ・ 組織及び体制の整備等
- ・ 避難、救助及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- ・ 物資及び資材の備蓄、整備
- ・ 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- ・ 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- ・ 福生市国民保護対策本部の設置等
- ・ 関係機関相互の連携
- ・ 国民の権利利益の救済に係る手続き
- ・ 警報及び避難の指示等
- ・ 救援
- ・ 安否情報の収集及び提供
- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 被災情報の収集及び報告
- ・ 保健衛生の確保その他の措置
- ・ 国民生活の安定に関する措置
- ・ 他の区市町村の避難住民の受入れ

第4編 復旧等

- ・ 応急の復旧
- ・ 武力攻撃災害の復旧
- ・ 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処









- ・ 初動対応力の強化
- ・ 平時における警戒
- ・ 発生時の対処
- ・ 大規模テロ等の類型に応じた対処

●国民保護措置に関する基本方針

福生市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について以下のとおり定めています。

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 要配慮者への配慮及び国際人道法的な実施
- ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- ⑨ 外国人への国民保護措置の適用
- ⑩ 地域特性への配慮

●想定する事態

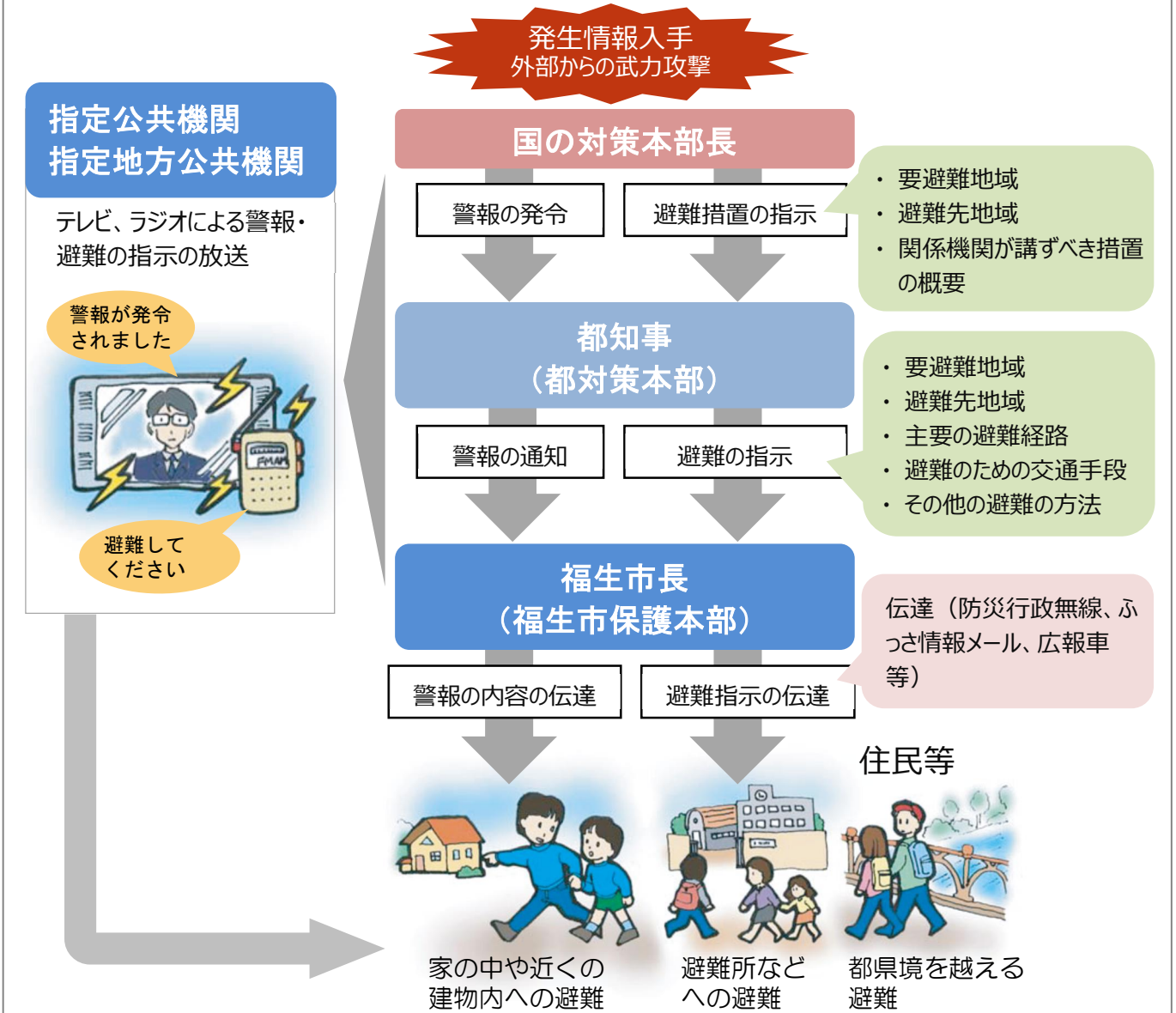
武力攻撃事態	弾道ミサイル攻撃		緊急対処事態 (大規模テロ等)	危険物を有する施設への攻撃 (可燃性ガス貯蔵施設等)	
	航空攻撃			大規模集客施設への攻撃 (イベント施設、列車等)	
	ゲリラや特殊部隊による攻撃			大量殺傷物質による攻撃 (炭そ菌、サリン、ダーティーボム等)	
	着上陸侵攻			交通機関を破壊手段とした攻撃 (航空機による自爆テロ等)	

※その他にE M P (電磁パルス) 攻撃、サーバーテロが想定されます。

●武力攻撃事態等への対処

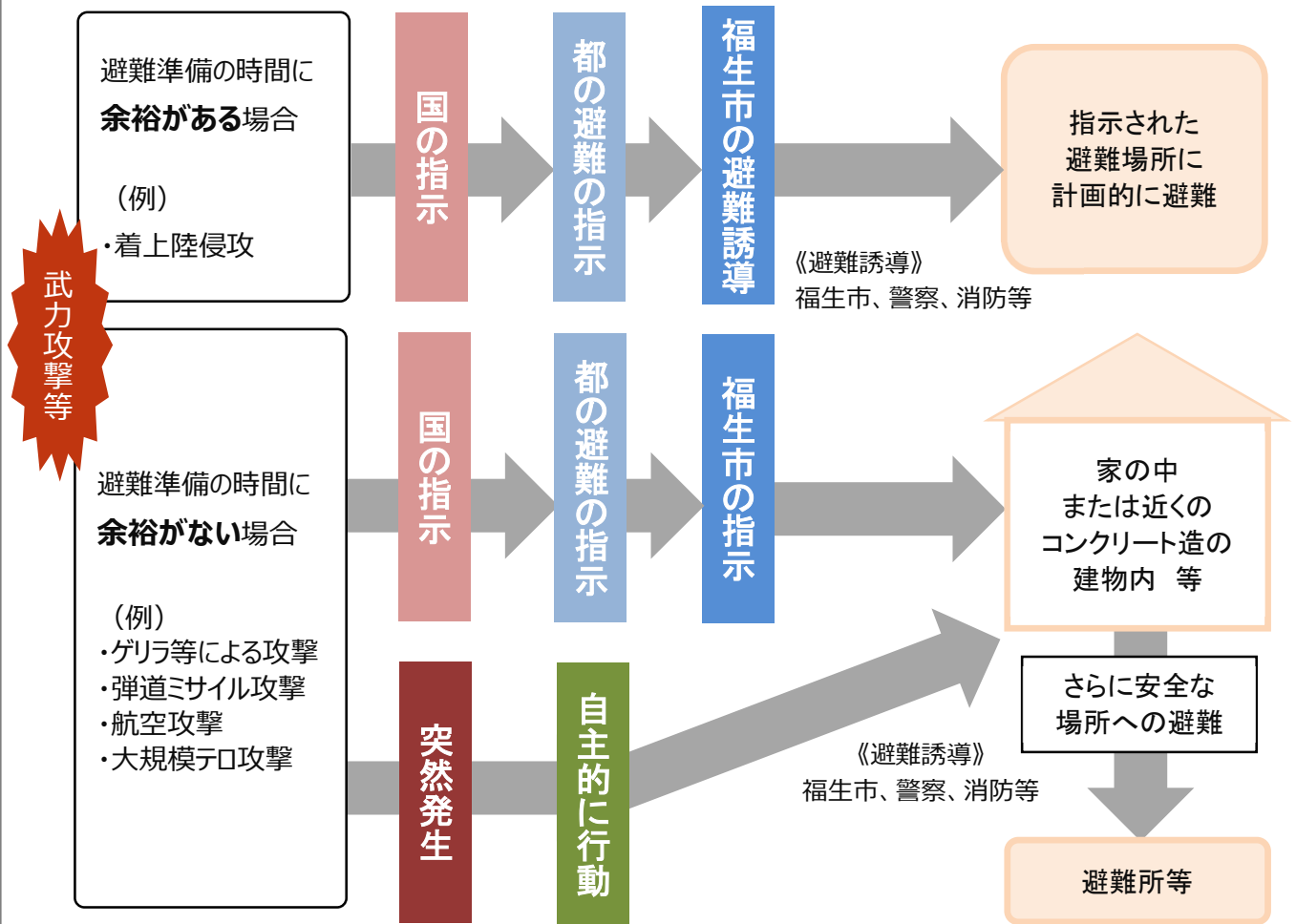
① 警報の伝達・通知

福生市は、国が警報を発令し、都からの警報内容の通知を受けた場合、防災行政無線、ふっさ情報メール、広報車等を通じて住民の皆さんへ速やかに警報内容を伝達します。



② 避難住民の誘導等

福生市は、都の避難の指示を受けて消防や警察等と協力し、住民の皆さんの避難誘導を行います。



弾道ミサイル落下時の行動について

《屋外にいる場合》
近くの建物の中か
地下に避難。



《建物がない場合》
物陰に身を隠す
か、地面に伏せて
頭部を守る。

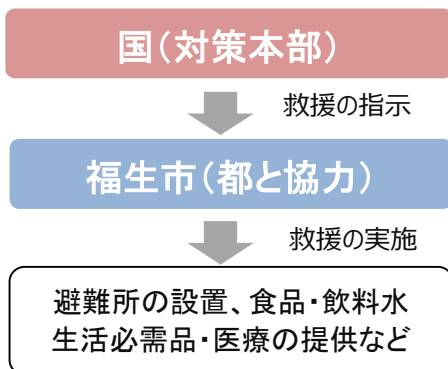


《屋内にいる場合》
窓から離れるか、
窓のない部屋に
移動する。



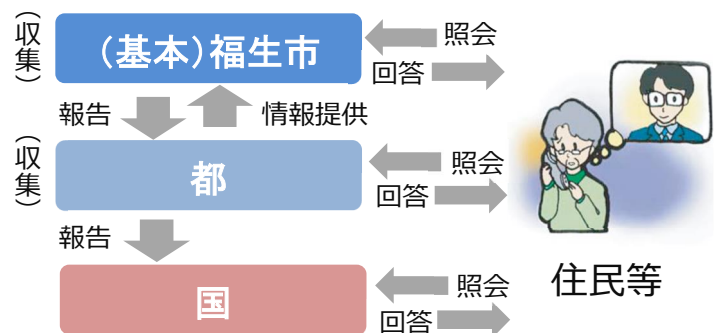
③ 避難住民の救援

福生市は、都等と協力して避難所の設置、食品や水の供給、医療の提供などを行います。



④ 安否情報の収集・提供

福生市は、安否情報を収集し、個人情報保護に留意した提供を行います。



※ 福生市が行う国民保護措置の対象者は、通勤・通学者や外国人などを含め、福生市内に居住・滞在する全ての人です。

国民保護には地域の協力が不可欠です。

国民保護措置の実施には、地域の皆様の協力が欠かせません。自然災害時同様、自分自身で身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」に基づきご協力ください。

住民の皆様へ

日ごろから備蓄など災害に対する備えを行ってください。
不審者や不審物を発見したら、福生市や警察署、消防署等にすぐに通報して下さい。

- 避難時には、高齢者や障害者などの要配慮者への支援をお願いします。
- 避難先では、都や福生市が行う食料の配給などにご協力ください。

事業者の皆様へ

- 平素から施設の危機管理の強化に努めてください。
- 警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の方々への情報伝達・避難誘導を行ってください。
- 突然、屋外で事態が起きた場合は、施設内への緊急誘導にご協力ください。

※ 国民保護措置への協力は、強制ではなく、自発的な意思にゆだねられるものです。協力をして頂く場合の安全確保に、福生市は十分に配慮します。

国民保護 Q&A

Q 福生市はどんな対応をするのですか？

A 職員は、警察署や消防署、消防団などの協力を得て、情報の伝達や避難誘導等を行います。

Q 警報は鳴るのですか？

A 福生市の防災行政無線等を通じて、警報のサイレンを鳴らし事態が迫っている（発生した）ことをお伝えします。

また、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合は、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により情報伝達があり、防災行政無線を通じて警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

Q 家庭では何を備えたらよいですか？

A 地震に対する備えと基本的に同じです。携帯ラジオや数日分の食料、安否確認のための身分証（運転免許証等）など、各家庭の備えをもう一度ご確認ください。

福生市国民保護計画の閲覧場所

- 情報コーナー（市役所本庁舎 1 階）
- 福生市ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

国民保護のしくみに関する詳しい情報はホームページでご確認ください

- 国民保護ポータルサイト（内閣官房） <https://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/>
- 東京都防災ホームページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

令和 7 年 3 月発行

福生市総務部防災危機管理課防災危機管理係

〒197-8501 東京都福生市本町 5 TEL : 042-551-1511 (代)